様式第３号（第５条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

申請者　　　　様

八頭町長

　　年度八頭町鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった　　年度八頭町鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金(以下「補助金」という。)については、八頭町補助金等交付規則(平成17年八頭町規則第53号。)第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助金等の対象となる事業は、　　年　　月　　日付で申請のあった　　年度八頭町鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業とし、その内容は申請書の内容欄記載のとおりとする。ただし、事業内容及び経費に変更が生じた場合は、変更申請をしなければならない。

２　補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。ただし、事業の変更申請がなされた場合には変更後の額とし、別に変更通知するものとする。

補助事業等に要する経費　　金　　　　　　　　　　円

補助金等の額　　金　　　　　　　　　　円

３　補助事業者等は、八頭町補助金等交付規則に従わなければならない。

４　この補助金等に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。